

Q009 雑草木の刈り払い等の作業以外に皆伐や間伐はできますか？その場合の条件は何がありますか？

- 皆伐は可能ですが、以下の基準を満たす必要があります。

①群状に伐採する場合:1 伐区 1ha 未満で 20m 以上の保存帯を設けること。

②帯状に伐採する場合:伐採幅は主伐木の平均樹高の 2 倍までとし、20m 以上の保存帯を設けること。

※上記①,②の要件を担保するため、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があることに留意してください。

- 間伐は可能ですが、林内での伐倒作業のみは不可です。間伐をする場合は集積までは行い、可能な限り林外へ搬出するか林内で利用できるものは利用してください。特に森林資源利用タイプの場合は、間伐した木材は必ず搬出して利用するか、林内で利用してください。
- 皆伐、間伐を行う場合は、森林法第 10 条の 8 に基づく、「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。この交付金の採択が決まったら、作業に入る前（伐採開始日の 90~30 日前）に、必ず所定の手続きをしてください。手続きの詳細については、対象森林のある市町村の林務担当窓口にお問い合わせください。(D-2-1・2、E-2-1)
- 森林が保安林に指定されている場合は、伐採許可等の手続きが必要となるので、都道府県等にお問い合わせください。

Q010 地域環境保全タイプ（里山林保全）と森林資源利用タイプの違いは何ですか？

- 雑草木の刈り払いやつる切りなどの基礎的な作業を対象森林のほぼ全域で実施する点は共通ですが、そのほかに取り組む活動について、活動組織の目的が達成しやすいように、認められる交付金の使途に違いがあります。
- 例えば、地域環境保全タイプ（里山林保全）では、基礎的な作業を最低限実施すれば良いので、できるだけ広い範囲の森林を対象に、多くの人に参加する活動を実施したい活動組織に向いています。また、荒廃した里山林がイノシシや鹿などの隠れ家になり、田畑への獣害の温床となっている地域でも、林内に獣害防止柵を設置する活動が認められます（資材の購入は 1/2 以内の補助）ので、集落周りの里山林整備などを地域ぐるみで行おうという組織には向いています。
- 一方、森林資源利用タイプでは、森林から採取した原木等を道の駅や作業場まで運ぶ場合に発生する経費（日当や燃料代）や、森林内での特用林産物の栽培作業で発生する経費（材料代や日当、燃料代）、活動組織が作る薪を利用するための薪ストーブや薪ボイラーや活動組織が自ら薪炭製造に取り組む場合に必要な資機材の調達費の一部が認められる（資機材の購入は 1/2 又は 1/3 以内の補助）といった特徴があります。(E-2-1、E-2-4)
- どちらのタイプで申請するか、自分たちの取り組みたい活動は何かをよく考えて、申請してください（交付金の使途の詳細は、5. 交付金の決定／交付金の使途参照。P31）。

Q011 森林資源活用タイプで認められる森林外での加工作業はどのようなものですか？

- このタイプでは、未利用の広葉樹や人工林の間伐材の伐採・搬出等の作業の支援が目的です。また、加工は、しいたけ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太への加工が対象、エネルギー利用では、特別な燃焼用機器を必要としない薪や炭づくりが対象です。
- エネルギー利用のための資機材は、加工用では薪割り機や炭焼き窯、燃焼用の薪ストーブ・ボイラーを想定しています。加工用のブリケット製造器（薪等を高圧で固める装置）やペレット製造器等、燃焼用のペレットストーブ等の購入は認めていません。(E-2-4)

Q012 関係人口創出・維持タイプでは、どのような活動ができるのですか。また、要件は何かありますか。

- このタイプでは、地域住民が主体となったこれまでの活動とは異なり地域外関係者との共同での活動となりますので、活動組織と地域外関係者との間での活動内容の調整、地域外関係者を受け入れるための作業現地の環境整備、活動する地域外関係者の傷害保険料などが対象となります。
- このタイプの実施には、10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行うことが必要です。また、あらかじめ地域外関係者と調整を行っておき、採択申請書に地域外関係者の相手先や活動内容を記載する必要があります。(H-1)

Q013 森林機能強化タイプの延長はどのように測りますか？

- 取組延長は作業前に図測等により長さ（水平距離）を測定します（この場合、必要最低限の長さとなるように考慮して下さい）。延長に変更がある場合は、変更承認申請を提出し、承認後に活動を開始して下さい。
- 作業終了後に巻き尺等により延長斜距離（実測）を測り、必要に応じて実測で斜度を測ります（斜度は平均的だと思われる所で測定し、位置を図面に記録しておくこと）。この場合、延長斜距離（実測）と斜度によって決められた係数（下記のとおり）を掛けて水平距離（＝取組延長）を計算して下さい。
- なお、実際の延長が承認された延長を超えた場合、超えた分は交付金額算定の対象にはなりません。

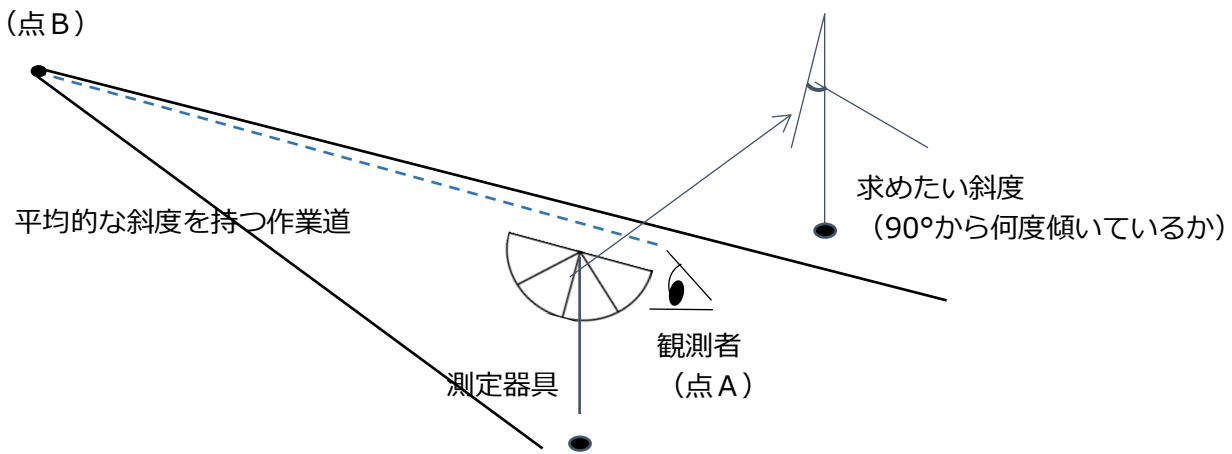
【斜度の測定方法（例）】

●測定器具の作成

用意するもの：分度器（Q & A 末尾に付けた簡易測定用の半円を印刷して、厚紙等に貼り付けて利用したもので可）、ひも、おもり、テープ
 作成方法：分度器の真ん中（90°の部分）におもりを付けたひもをテープで固定する。

●斜度の測り方

- ① 作業道等の中で平均的な斜度であると思われる部分（点A～点B）の端（点A）に立つ。
- ② 測定器具の分度器の直線部を目線に合うように構える。
- ③ 測定器具を構えたまま、点B（自分の目と同じ高さ）を見る。
- ④ そのままの角度を保ち、分度器の90°とおもりを吊したひもがなす角（斜度）を測る。



(計算式) 水平距離（取組延長）＝延長斜距離（実測）×補正係数

※補正係数は次のとおり、

斜度	補正係数
5°未満	0.9962
5°以上10°未満	0.9848
10°以上15°未満	0.9659
15°以上20°未満	0.9397
20°以上	0.8192

注) 図面で水平距離がわかる場合は、上記の計算は不要。

4. 地域協議会へ申請（書類の書き方はどうするの?）

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を使って活動するためには、各都道府県に設置されている地域協議会へ所定の申請書類を作成し、交付決定のための採択審査を受ける必要があります。

審査会は地域協議会によって実施日が異なっています。実施日は年度当初（該当年の3月頃から）より順次実施されますが、審査会開催日、申請書類の提出締切日などの詳細は各地域協議会に問い合わせてください。

また、都道府県によっては、活動組織向けの事業説明会を開催しています。申請を考えている方はぜひ参加するようにしましょう。

4-1 作成する書類の種類

- 申請しようとする活動組織は、この交付金に関する実施要綱、実施要領等を林野庁ホームページからダウンロードして、かならずこれらの書類を一読して、内容を理解してください。この交付金の要領・要綱には次のものがあります（→<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>）
- 活動組織は、実施要領に定められている書類の作成・整備ができること、地域協議会で定める期日までに、交付金の交付に係る必要書類（採択申請書や実績報告書等）を作成できることが求められます。

○森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（令和3年4月改正）

○森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（同上）

○森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（同上）

- 申請に当たっては、以下の書類を作成します。書式は「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」に掲載されています。また、上記の林野庁ホームページからワード形式のファイルがダウンロードできます。申請に当たって、国が作成を求めている書類は全部で5つです。ただし、各地域協議会が独自に作成・提出を求めている書類もあります。その場合は、それらについても合わせて作成してください。
- このうち、様式第8号「○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択前着手届」は、活動組織が、地域協議会による審査決定後の日付を着手予定日として記載し、提出した場合、着手予定日以降であれば採択決定前でも事業を実施できます。必要な時期に活動が実施できるようにするための経過的措置のために提出する書類です。すべての活動組織が作成、提出しなければならないものではありません。なお、地域協議会の審査で不採択となった活動組織は事前着手届を提出していても交付対象とはなりません。

（申請書類一覧）

- 様式第8号 ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択前着手届
- 様式第9号 ○○活動組織規約[+別紙 ○○活動組織参加同意書]
- 様式第10号 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書
- 様式第11号 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書[+計画図]
- 様式第12号 ○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

- 一見、作成しなければならぬ書類がたくさんあり大変に思えますが、ポイントさえ押さえておけば、決して難しくありません。ステップ1, 2で話し合ったことを文章で整理します。いきなり書類の作成に行く前に次ページの表にある基本項目を決めていきます。これだけで作業が楽になります。
- なお、既に森林保全活動などに取り組んでいるNPO法人などが、既存の組織として申請を行う場合は、既存の定款等と様式第9号の内容を比較し、足りない条項について別途に定めてください。
- 森林保全管理活動を行うには様々な危険が伴いますので、安全に作業をすることが必要です。そのため、採択申請書を提出する際には、作業安全のための規範についての取組状況の点検のために利用する「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業） 事業者向けチェックシート」を添付することになっています。

4-2 申請書類作成のためのポイント

- 申請書類作成に当たって考え方を整理しておくべき、活動組織、対象森林と面積、作業の外部委託について説明します。

①活動組織

- 活動組織については、活動組織の基本情報である次の4項目について決めます。

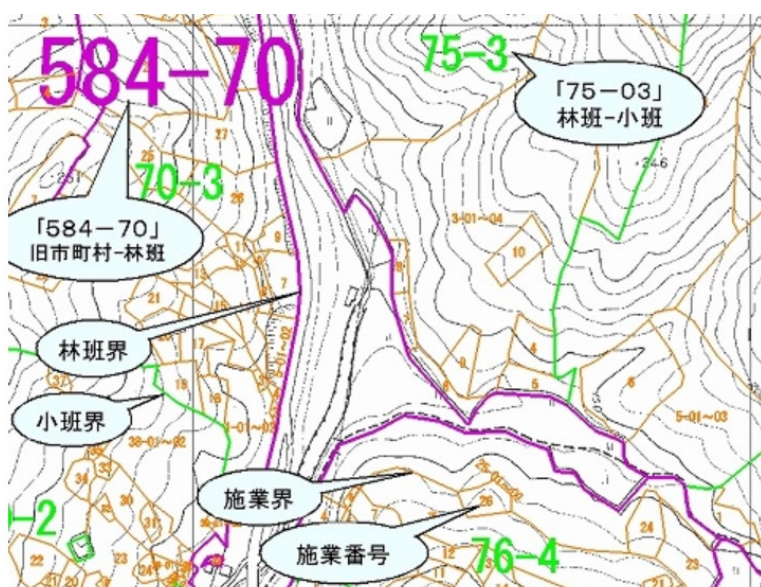
項目	ポイント	関連 様式番号
① 組織名称	・ 既存組織の場合は既存組織の名称で OK。交付金申請のために新しく活動組織を作るところは名前を考えます。	9,10,11, 12
② 事務所・ 住所	・ 法人格のある組織は、その法人の事務所と住所が良いですが、対象森林と同一の都道府県内に事務所を置いていなければなりません。 ・ このために新しく活動組織を作るところは、代表者の自宅や連絡担当者の採択通知などの郵便物がきちんと届く場所を住所にします。 ・ 対象森林の住所ではありません。	9,11
③ 参加 主体	a.役員	9,12
	b.構成員	9,12

	<p>源利用に参加する協力団体、企業、学校、地元自治会等)。団体・法人構成員は代表者のほかに、当該組織の中の参加協力者の名簿も用意します。</p> <p>・既存団体が活動組織となる場合には、実際に活動に携わる社員やスタッフを決めて氏名を記載します。その場合は、既存組織の代表ではなく、保全活動の責任者を明確にして連絡担当者とします。</p> <p>上記の人たちの氏名、住所を把握しておきます。</p>	
④組織の発足日	<p>・交付金申請のための書類などについて関係者の合意した日、会合をもった日を発足日、規約の施行日として構いません（＝「総会」等で決定した）。</p>	9

②対象森林と面積（様式第 11+計画図、12号）

- 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプを申請する場合は、対象森林の面積に応じて交付金額が決定されます。自分の森林を使った活動に合意してくれた森林所有者の方々全員の森林について、面積と場所に関する情報を入手します。
- この交付金の申請に当たっては、原則、面積は森林計画図を用いて図測（プランメータ等による）を行います（森林簿により対象森林の面積がわかる場合は森林簿を使っても良い）。
- 森林簿、森林計画図は、各都道府県の本庁、出先機関の林務担当課で閲覧・入手できます。これらの情報は個人情報となるため森林所有者以外への公開をしない都道府県もあるので、情報の閲覧・入手のためには、森林所有者からの委任状等の準備が必要など、各都道府県が定める手続きも必要です。具体的な手続きは、各都道府県のホームページで確認してください。

[森林計画図の例]



縮尺 1/5,000

* 林班・小班・施業界の番号と位置を示した図。

背景の図面

- ・ 都道府県作成 1/5,000 森林基本図
- ・ 国土地理院発行 1/5,000 国土基本図 等

記載内容

- ・ 林班番号と林班界
- ・ 小班番号と小班界
- ・ 施業番号と施業界

(出典) 新潟県ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/chisan/1221694459400.html>

[森林簿・森林計画図関連情報源リスト] (令和3年4月1日時点)

都道府県	担当課	電話番号	森林簿、森林計画図関連情報 (URL)
北海道	森林計画課 計画推進グループ	011-204-5497	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/OPD.htm
青森県	林政課 森林計画グループ	017-734-9509	http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/kofusinsei.html
岩手県	森林整備課 計画担当	019-629-5783	https://www.pref.iwate.jp/sangyokoyou/ringyou/seibi/1008333/1008337.html
宮城県	林業振興課 地域林業振興班	022-211-2914	http://fgis-pref-miyagi.jp/
秋田県	森林整備課 森林資源計画班	018-860-1919	http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2132
山形県	森林ノミクス推進課 森林経営管理担当	023-630-3217	http://www.pref.yamagata.jp/ou/norinsuisan/140023/shinrinkeikaku.html
福島県	農林水産部 森林計画課	024-521-7423	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/shinrinkeikakusiryou-etsurankoufu.html
茨城県	林政課 計画グループ	029-301-4031	http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/nourinsuisan/rinsei/0607n0290.html
栃木県	森林整備課	028-623-3288	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/20181221.html
群馬県	環境森林部 森林局 林政課	027-226-3216	http://www.pref.gunma.jp/06/e3000177.html
埼玉県	総務・森林企画担当	048-830-4312	無
千葉県	森林課 森林政策室	043-223-2951	https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/keikaku/nourinsuisan/keikakukankeishiryou.html
東京都	農林水産部 森林課	03-5320-4860	無
神奈川県	森林再生課 森林企画グループ	045-210-4332	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/faq/p1008691.html
新潟県	治山課 森林計画係	025-280-5333	http://www.pref.niigata.lg.jp/chisan/1356822049913.html
富山県	森林政策課 森づくり推進班	076-444-3385	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1603/kj00008684.html
石川県	農林水産部 森林管理課	076-225-1641	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/kikaku.html
福井県	農林水産部 森づくり課	0776-20-0443	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/jyohokaiji.html
山梨県	森林環境部 森林整備課	055-223-1644	http://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-sb/shinrin_keikaku_zubo.html
長野県	林務部 森林政策課	026-235-7262	https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/seibi/shisan.html
岐阜県	林政課 森林計画係	058-272-8471	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/138076.html
静岡県	森林・林業局 森林計画課	054-221-2668	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-610/keikakujohe.html
愛知県	林務課 企画・森林計画グループ	052-954-6443	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/etsurankouhu.html
三重県	森林・林業経営課森林計画班	059-224-2564	http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500004590.htm
滋賀県	琵琶湖環境部森林政策課 森林計画係	077-528-3914	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/ringyou/303099.html
京都府	農林水産部 林務課	075-414-5001	無
大阪府	森づくり課森林整備グループ	06-6210-9559	http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/g08-keikaku-001.html
兵庫県	農林水産局 林務課	078-362-3460	https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/shinrinjoho.html
奈良県	林業振興課 森林計画係	0742-27-8047	無
和歌山県	農林水産部 林業振興課	073-441-2960	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/jyohou_teikyou/index.html
鳥取県	森林・林業振興局 林政企画課	0857-26-7301	http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/sinrin.asp
島根県	森林整備課 森林計画グループ	0852-22-5178	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/keikaku/kouhu.html
岡山県	林政課 森林企画班	086-226-7453	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-99113.html
広島県	林業課 森林企画グループ	082-513-3683	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/sinrinbokouhu.html
山口県	農林水産部 森林企画課 林業企画班	083-933-3464	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/shinrinbo/shinrinbo.html
徳島県	スマート林業課 森林企画担当	088-621-2449	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ringyo/5042229
香川県	森林政策グループ	087-832-3456	無
愛媛県	林業政策課 森林計画係	089-912-2588	無
高知県	森づくり推進課 計画・森林管理システム推進担当	088-821-4574	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/huzoku.html
福岡県	農山漁村振興課 森林計画係	092-643-3505	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forest-opendata.html
佐賀県	農林水産部 森林整備課	0952-25-7134	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357632/index.html
長崎県	林政課 森林管理班	095-895-2984	http://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationView.php?divcode=42000-07090&depcode=42000-07&depname=&no=8&flg=2
熊本県	農林水産部 森林整備課	096-333-2438	http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1383.html
大分県	林務管理課 森林・林業企	097-506-3816	http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/rinmukanri6.html

	画班		
宮崎県	森林経営課 森林計画担当	0985-26-7159	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/kense/shinse-todokede/0701011.html
鹿児島県	環境林務部 森林経営課	099-286-3373	無
沖縄県	農林水産部 森林管理課	098-866-2295	http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-hoku-shinrin/sinrinkuiki-kakunin.html

③利用協定（様式第 10 号）

- 交付要件として、活動計画書に記載される対象森林は、活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（様式第 10 号）が作成されている必要があります。森林所有者が複数の場合は全員と協定が必要です。
- この交付金は活動計画に定める活動期間以降も、対象森林での活動に取り組むことを求めています。したがって、協定の締結期間は最低3カ年以上としてください。
- なお、活動組織が森林所有者である場合は、登記簿抄本等の土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に代えることができます。
- 森林の所有者が地区・地域である場合は、地区の代表者と協定を結びます。
- 地域協議会には、協定書等のコピーを提出します。

④作業の外部委託（様式第 11 号）

- この交付金では、活動計画書に位置づけられている作業・活動の一部を、外部委託することができます。大径木化した広葉樹の伐採や急斜面等に繁殖した荒廃竹林、その他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等は、森林組合やその他素材生産事業者などへの外部委託という形でプロの力を借りることで、安全かつ効率的な作業が可能となります。また、そのような協働活動を通じて、知識や技術の継承などに活用することも有効です。
- ただし、交付金額の全てを外部委託することは、特別な場合をのぞいて認められません（特別な場合とは、大径木の伐採等にお金がかかるため、交付金の金額が委託で使われるが、活動組織の活動も大径木以外の雑草木の刈り払いを対象森林全体に渡り実施する場合など。この場合でも、交付金の活動であるため、活動記録や証拠となる写真の整理などは行う必要があります）。この交付金の目的は、できるだけ多くの地域住民の方が、身近な里山林へ関心を持っていただき、希薄化している森林と地域住民の関係を再生すること、多面的機能発揮をめざすものです。活動計画書に記載されている活動組織の構成員の方々や地域住民等の協力者の方々が、対象森林内において、雑草木の下草刈り等の森林整備や特用林産物の栽培や出荷など計画に位置づけられた活動に取り組むことが、外部委託を行う場合の必須条件です。
- 作業の外部委託に関しては、一般的・妥当と認められた価格で発注されている場合は、特別な条件はありませんが、可能な限り数社の見積もりを取ることが好ましいです。また活動を委託した場合でも、活動組織の取組と同様に、実績報告には委託先の活動記録や写真の提出が必要となります（9.実施状況報告 参照。P53）

4-3 林野庁、各地域協議会と都道府県の事業担当窓口

- 各地域協議会と都道府県の林務担当窓口は以下のとおりです。東京都、埼玉県、神奈川県は地域協議会が1都2県で共通になっています。

[林野庁事業担当課連絡先]

林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室 山村振興指導班

TEL：代表：03-3502-8111（内線 6145）ダイヤルイン：03-3502-0048

FAX：03-3502-2887

ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

[各地域協議会連絡先一覧] (令和3年4月1日時点)

都道府県	地域協議会名	事務局名	電話番号	Web
北海道	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社) 北海道森と緑の会	011-261-9022	○
青森県	青森県里山再生協議会	青森県林業改良普及協会	017-722-5482	○
岩手県	いわて里山再生地域協議会	NPO 法人 みどりと自然を育む会	019-601-6080	○
宮城県	宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社) 宮城県緑化推進委員会	022-301-7501	○
秋田県	秋田の森林活用地域協議会	(一社) 秋田県森と水の協会	018-882-5570	
山形県	(公財) やまがた森林と緑の推進機構	やまがた公益の森づくり支援センター	023-688-6633	○
福島県	ふくしま森林・山村多面的機能発揮対策協議会	(公財) ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	0243-48-2895	
茨城県	茨城県森林保全協議会	(公社) 茨城県緑化推進機構	029-303-2828	○
栃木県	(公社) とちぎ環境・みどり推進機構	(公社) とちぎ環境・みどり推進機構	028-624-3710	○
群馬県	森林・山村多面的機能発揮対策群馬県地域協議会	(一財) 群馬県森林・緑整備基金	027-386-5901	○
千葉県	千葉県里山林保全整備推進地域協議会	NPO 法人 ちば里山センター	0438-62-8895	○
埼玉県				
東京都	(一財) 都市農山漁村交流活性化機構	(一財) 都市農山漁村交流活性化機構	03-4335-1985	○
神奈川県				
新潟県	越後ふるさと里山林協議会	新潟県森林組合連合会	025-261-7111	○
富山県	富山県森林・山村多面的機能推進協議会	富山県森林組合連合会	076-434-3351	○
石川県	いしかわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会	石川県森林組合連合会	076-237-0121	○
福井県	福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	福井県山林協会	0776-23-3753	○
山梨県	(一社) 山梨県森林協会	(一社) 山梨県森林協会	055-287-7775	○
長野県	長野地域協議会	(一社) 長野県林業普及協会	026-226-5620	
岐阜県	岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社) 岐阜県山林協会	058-273-7666	○
静岡県	(公財) 静岡県グリーンバンク	(公財) 静岡県グリーンバンク	054-273-6987	○
愛知県	森林・山村多面的機能発揮対策愛知県協議会	(公社) 愛知県緑化推進委員会	052-963-8045	○
三重県	三重森林づくりと学びの里地域協議会	(公社) 三重県緑化推進協会	059-224-9100	○
滋賀県	滋賀県地域協議会	滋賀県林業協会	077-599-4572	○
京都府	(公社) 京都モデルフォレスト協会	(公社) 京都モデルフォレスト協会	075-823-0170	○
大阪府	大阪さとり地域協議会	(公財) 大阪みどりのトラスト協会	06-6115-6512	○
兵庫県	兵庫県森林組合連合会	兵庫県森林組合連合会	078-381-5425	○
奈良県	奈良県林業改良普及協会	奈良県林業改良普及協会	080-1477-6886	
和歌山県	木の国協議会	NPO 法人 根来山げんきの森倶楽部	0736-66-8005	○
鳥取県	(公社) 鳥取県緑化推進委員会	(公社) 鳥取県緑化推進委員会	0857-26-7416	○
島根県	島根県森林活用地域協議会	(一社) 島根県森林協会	0852-22-5166	○
岡山県	岡山県森林・山村多面的機能発揮対策協議会	(一社) 岡山県森林協会	086-271-3726	○
広島県	広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(一社) 広島県森林協会	082-221-7191	○
山口県	(公財) やまぐち農林振興公社 森林部	(公財) やまぐち農林振興公社 森林部	083-924-5716	
徳島県	徳島県森林山村づくり協議会	徳島県森林組合連合会	088-676-2200	○
香川県	かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会	香川県森林組合連合会	087-861-4352	○ 県庁
愛媛県	(公財) 愛媛の森林基金	(公財) 愛媛の森林基金	089-941-2111 (内線 5318)	○
高知県	(公社) 高知県森と緑の会	(公社) 高知県森と緑の会	088-855-3905	○
福岡県	福岡県森林組合連合会	福岡県森林組合連合会	092-712-2171	○
佐賀県	佐賀県森林山村対策地域協議会	佐賀県山山林道協会	0952-23-3915	
長崎県	長崎県森林・山村対策協議会	NPO 法人 地域循環研究所	095-895-8653	○
熊本県	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	熊本県森林組合連合会	096-285-8688	○
大分県	(公財) 森林ネットおおいた	(公財) 森林ネットおおいた	097-546-3009	○
宮崎県	宮崎県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社) 宮崎県森林林業協会	0985-27-7682	○
鹿児島県	(公財) かがしまみどりの基金	(公財) かがしまみどりの基金	099-225-1426	○
沖縄県	おきなわ森林・山村地域協議会	(一社) 沖縄県森林協会	098-987-1804	○

[都道府県 事業担当課連絡先一覧] (令和3年4月1日時点)

都道府県	担当課	電話番号
北海道	水産林務部 森林環境局 森林活用課 道民の森グループ	011-204-5516
青森県	農林水産部 林政課 企画グループ	017-734-9507
岩手県	農林水産部 森林整備課 普及・担い手担当	019-629-5785
宮城県	水産林政部 林業振興課	022-211-2913
秋田県	農林水産部 森林整備課	018-860-1750
山形県	農林水産部 森林ノミクス推進課 林業振興担当	023-630-2528
福島県	農林水産部 森林保全課 緑化保護担当	024-521-7441
茨城県	農林水産部 林政課 森づくり推進室	029-301-4031
栃木県	環境森林部 森林整備課	028-623-3296
群馬県	環境森林部 森林局 森林保全課	027-226-3272
埼玉県	農林部 森づくり課 森林活動支援担当	048-830-4301
千葉県	農林水産部 森林課 森林政策室	043-223-2951
東京都	産業労働局 農林水産部 森林課	03-5321-1111 (内線 37-545)
神奈川県	緑政部 森林再生課 森林企画グループ	045-210-4332
新潟県	農林水産部 治山課	025-280-5332
	農林水産部 林政課	025-280-5322
富山県	農林水産部 森林政策課 森づくり推進班 計画担当	076-444-3385
石川県	農林水産部 森林管理課 森林企画グループ	076-225-1642
	農林総合研究センター 林業試験場 情報普及室	076-272-0673
福井県	農林水産部 森づくり課 森林活用グループ	0776-20-0443
山梨県	森林環境部 みどり自然課	055-223-1523
長野県	林務部 信州の木活用課	026-235-7267
岐阜県	林政部 恵みの森づくり推進課	058-272-8821
静岡県	くらし・環境部環境局 環境ふれあい課	054-221-2848
愛知県	農林基盤局 林務部森林保全課 緑化グループ	052-954-6453
三重県	農林水産部 みどり共生推進課	059-224-2578
滋賀県	琵琶湖環境部 森林政策課 普及指導係	077-528-3928
	普及指導係 (林業普及センター)	077-587-2655
京都府	農林水産部 森の保全推進課	075-414-5014
大阪府	環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ	06-6210-9556
兵庫県	農政環境部 農林水産局 豊かな森づくり課	078-362-3613
奈良県	水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課	0742-27-8115
和歌山県	農林水産部 森林・林業局 林業振興課 林業担い手班	073-441-2962
鳥取県	森林・林業振興局 森林づくり推進課	0857-26-7304
島根県	農林水産部 林業課 水と緑の森づくりグループ	0852-22-5166
岡山県	農林水産部 林政課	086-226-7454
広島県	農林水産局森林保全課	082-513-3694
山口県	農林水産部 森林企画課 事業体支援班	083-933-3460
徳島県	農林水産部 スマート林業課	088-621-2447
香川県	環境森林部 みどり整備課 森づくりグループ	087-832-3460
愛媛県	農林水産部 森林局 森林整備課 公益林整備グループ	089-912-2601
高知県	林業振興・環境部 林業環境政策課	088-821-4586
福岡県	農林水産部 農山漁村振興課 森林計画係	092-643-3505
佐賀県	農林水産部 森林整備課 森川海人プロジェクト推進担当	0952-25-7136
長崎県	農林部 林政課	095-895-2988
熊本県	農林水産部 森林局 森林保全課	096-333-2450
大分県	農林水産部 森との共生推進室	097-506-3873
宮崎県	環境森林部 森林経営課 林業普及指導担当	0985-26-7154
鹿児島県	環境林務部 森づくり推進課	099-286-3394
沖縄県	農林水産部 森林管理課	098-866-2295

4-4 申請手続きに関する主な Q&A

Q014 同じ対象森林で、初年度と次年度で活動タイプを変更することができますか？

- 活動計画書は3カ年計画ですが、申請手続きは毎年度必要となります。同じ対象森林で、初年度は地域環境保全タイプで樹木の伐採・集積を行い、次年度は森林資源利用タイプで、薪づくりと搬出にも取り組むというようなタイプ変更は、初年度から計画に位置づけても良いし、次年度の申請時になって変更しても構いません。里山林保全の場合、雑草木の刈り払い等の作業については共通なので、面積も初年度と同じものとして算定して構いません。(C-3-6)

Q015 既に他の助成金を受けている団体等が申請することは可能ですか？

- 同一年度に、同一の森林で、明確に作業が分けられない場合等、国の他の交付金等と二重に受けることはできません。都道府県・市町村などによる公的助成や民間助成であれば申請可能です。ただし、その場合でも区分経理を確実に実施してください。また、都道府県、市町村の補助事業等との併用については、各自治体の定める基準にしたがってください。

Q016 小さな面積、金額で面積計算や交付金申請額の計算に当たっては、最小単位などの基準がありますか？ (様式第 11、12 の記載に当たって)

- 対象森林の全体面積計算は、林小班単位での面積を積み上げて算出することを原則にします。また、所有者との合意は、まとまりのある 0.1ha 以上の面積の森林を対象とします。点在する 0.1ha 未満の森林を足し上げて 0.1ha 以上とすることは認めませんが、0.1ha 以上ある森林なら飛び地でも勘定に入れて構いません。地理的に一つ続きである必要はありません。(C-3-2)
- 算定面積の上限は、1 組織当たりの年間の交付金の上限である 500 万円を越えない範囲で申請できます。ただし、この 500 万円の上限額は、資機材の整備費 (1/2 又は 1/3 相当分)、活動推進費 (112,500 円上限。初年度申請団体のみ)、地域環境保全タイプ (初年度の場合: $ha \times 120,000$ 円又は $ha \times 285,000$ 円)、森林資源利用タイプ (初年度の場合: $ha \times 120,000$ 円)、森林機能強化タイプ ($m \times 800$ 円)、関係人口創出・維持タイプの活動費 (5 万円上限) を合算した金額で考えます。(C-3-1)
- タイプ別の活動費は、森林面積合計の小数第 2 位は切り捨てた値にタイプ別単価を乗じて得た額を申請額とします。地域環境保全タイプで里山林保全と侵入竹除去・竹林整備の両方を申請する場合には、里山林分の面積、侵入竹除去・竹林整備分の面積を分け、それぞれのタイプ別単価を乗じた額を合算して得た額を申請額とします。(C-3-4)

Q017 侵入竹の除去に関する対象森林の面積の考え方はどのようにすれば良いですか？

- 竹の侵入により、元々生育している木の成長に障害が出ている区域が侵入竹除去の対象区域となります。
- 林小班の一部が対象区域となっている場合、初年度は、その一部区域が対象となります。侵入の影響を受けている部分全ての区域で竹の全伐作業をした場合は、次年度以降は当該林小班については里山林保全へと活動タイプを移行させ、タケノコ狩りや成長した竹の抜き切り等の活動に取り組んでください。
- 侵入竹区域については必ず全伐しなければならないということではありません。荒廃竹林（竹藪）整備の水準と同じく、できる限り侵入竹区域の面積に近づけるように作業してください。

Q018 森林簿、森林計画図以外のデータでは申請はできないのですか？

- 対象森林で地籍調査が完了している場合は、地籍図をもとに計画図を作成し、登記簿上の面積に基づいて面積を算定できます。地籍図、登記簿は対象森林の市町村（税務担当課）でコピーの入手・閲覧が可能です。なお、地籍調査の実施状況は、国土交通省地籍調査 WEB サイト (<http://www.chiseki.go.jp/>) で確認できます。
- 地籍図、登記簿の交付・閲覧の手続きは、対象森林のある市町村のホームページ等で確認してください。また、手続きに必要な諸経費は、交付金対象にできません。
- 森林簿、森林計画図が入手できず、地籍図、登記簿も利用できない場合は、申請時には、縮尺 5,000 分の 1 以上の図面やデジタルマップで対象森林の面積を算定して申請するという規定がありますが、採択後に、対象森林面積を実測・確定し、採択変更申請書を提出する方法もあります。(C-3-5)

5. 交付金の決定（何がポイント？）

この交付金は、交付要件やその使途が定められています。せっかく申請したものの、活動内容の一部の経費が対象外であったり、認められていない支出のため精算時に経費とできない等のアクシデントが発生する恐れもあります。交付金の交付用申請ならびに交付金の使用に当たっては、その内容を十分に理解しておく必要があります。

また、この交付金は、3年間の継続的な活動を通して、地域コミュニティが形成・強化されることが目的です。一定水準の継続的な活動ができなくなった場合は、遡って交付金の返還が求められることがあります。

交付金の使途は、「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」に次のように示されています。以下、支払い可能な使途や交付金の管理の仕方について解説をします。

[交付金の使途]

区 分	使 途
<ul style="list-style-type: none"> ・活動推進費 ・地域環境保全タイプ（里山林保全） ・地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備) ・森林資源利用タイプ ・森林機能強化タイプ 	人件費（地域環境保全作業、森林資源利用作業、調査・記録作業等）、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口創出・維持タイプ 	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
<ul style="list-style-type: none"> ・資機材・施設の整備 	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業のための簡易建物)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（関係人口創出・維持タイプで使用するものにあつては賃借料に限る）、携帯型GPS機器、設置費等 ※汎用性の高い物品等は対象外です

5-1 交付金の使途の説明

▶人件費は各協議会が定める単価・上限がある場合があります。

□ 雑草木の刈払い作業に参加してくれた地域住民の方への日当、講師の先生の謝金等は交付金を使って支

払うことができますが、その金額（単価や上限）については、各地域協議会が定めている場合があるのでご確認ください。活動組織の構成員以外の人でも、作業の日当の支払いは可能です。（構成員に限定している地域協議会もあります）

▶ 「消耗品」と「資機材」・「施設整備」は用途で違いを考えます。

- 「消耗品」と「資材」の考え方は金額ではなく用途の違いで考えます。安価な物品であっても、構造物等として、その後に残るあずまや、資機材保管庫、建物や特用林産物の栽培等で使用する施設、移動ができない表示看板などに使われる材料は「資材」として扱います。極端な例をあげれば、同じ「釘」や「ボルト」であっても、木工体験教室で参加者が作る作品に使うなら「消耗品」ですが、あずまや作りや看板や柵の設置などに使う場合は「資材」となります。(C-7-b-7・8)
- 消耗品は、使用に伴い直接摩耗・消耗するものです（例：チップターの替え刃、チェーンソーのエンジンオイル、カマ、ノコギリ、ナタ等）。ただし、資材のうち構築物全体の耐用年数に比べて著しく早く劣化するものは消耗品として扱うことができます（例：鳥獣害防止柵のネット等、炭焼き窯の耐火煉瓦など）。
- また、機材は、使用に伴い直接摩耗・消耗しない製品、完成品として調達できるものを指します（例：チップター、チェーンソー、完成品の状態で引き渡されるあずまや等）。
- なお、チップター、チェーンソーなど摩耗・消耗部品を含む製品の場合も、新品として購入する際は製品全体を機材として扱いますが、機材の刃などで軽微な部品購入は消耗品として購入することは構いません。また、修理を依頼する場合、その費用は交付金の対象外ですのでご注意ください。(C-7-b-6)
- 消耗品、機材については、中古の商品は適正価格や状態が不明確であるため、購入対象外です。(C-7-b-9)
- 高額な機材についてはリースも検討してください。購入の場合は1/2（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は2/3）は自己負担ですが、リース代は全額を支出することができます。計画期間内において、リース代と比較して購入した方が交付金からの支出が安い場合には、購入することができます。その場合地域協議会に申請し、承認を受ける必要があります。(C-7-b-5)
- 資機材・施設整備の総額は、自己負担分を除いた申請分の金額と面積及び回数あたり単価（活動初年度の場合、活動推進費を含む）で申請する活動費の総額が1活動組織あたり単年度で500万円までとしてください。また、上限には達してなくても、調達しようとする資機材・施設の内容は、活動規模に対して適正な数量や性能水準であることが必要です。(C-7-b-2)
- 地域協議会によっては、機材の共同購入や貸与を行っているところもありますので、地域協議会に確認願います。

5 - 2 交付金・資機材等の管理

▶専用の預金口座を開設します。

- 本交付金専用の口座・通帳が必要になります。普通口座が良いので、この事業で専用を使う口座を新しく開設して、通帳を準備してください。地域協議会から交付決定通知と一緒に送られてくる書類で交付金の振込口座等を地域協議会に申請します（様式第6号の別添2の別記様式第1号）。

▶領収書の取得と保管は必須です。

- 作業者への日当・交通費、講師への謝金・交通費、資機材の購入費など、この交付金から支出した経費については証拠として領収書を整理して、保管しておく必要があります。かならず領収書を取得してください。
- その際に、領収書名は、かならず「活動組織名」で取得してください。（領収書のコピーは活動状況報告と一緒に協議会に提出する必要があります。）
- 日当や交通費は、実際に活動した人数との整合性が問われますので、領収書の裏にメモを残しておく等、いつの何の活動で発生した経費なのかを整理しておく必要があります。複数の活動タイプで申請している場合、燃油代等、タイプ毎に切り分けることが難しいものに対する支出については活動タイプ毎に支出を整理する必要はありません。(C-7-a-2)
- バス、鉄道などの交通費について領収書が取得しにくいものは、かかった交通費が適正なものであることを証明する資料を揃えておきます（交通費・経路検索ソフトなどの結果を出力したもの）。

▶機材・施設等は、活動組織への管理義務が発生します。

- 交付金で購入した機材や整備した施設は、活動組織の所有になります。それぞれの機材・設備に対しては、農林水産省が定める処分制限期間があり、中には活動計画期間である3年以上の機材・設備も含まれます。その期間内は、売ったり譲ったり捨てたりしてはいけません。
- 活動組織の代表者は計画期間である3カ年以降も、購入・設置した資機材を適正に保管・管理する義務があります。特に購入した機材のうち50万円以上のものは台帳を作成して備品整理番号をつけて管理する必要があるため、保管場所も決めておくといいです。
- 要綱の交付金使途に示される主な資機材・施設の処分制限期間は、次のとおりです。

[主な資機材・施設の処分制限期間]

備品・設備	処分制限期間
[機械及び装置] 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、薪割機	5年から8年
[器具及び備品、機械及び装置] 薪ストーブ、薪ボイラー	薪ストーブ 5年 薪ボイラー 17年
[農林業用の構築物] 電気柵・土留め柵等、炭焼き小屋	5年から8年
[簡易建物] あずまや(休憩や作業のための簡易建物)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ	7年から10年
[試験又は計測機器] 携帯型GPS機器	5年

(出典)「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(令和元年5月改正)

5-3 交付金の使途・管理に関する主な Q&A

Q019 人件費、燃料代、交通費が支払い対象となる活動はどのようなものですか？活動タイプ別の基準がありますか？

□ 活動タイプ別の人件費、燃料代、交通費の内容は下表のとおりです。

[活動タイプ別の人件費、燃料代・交通費の対象例]

活動タイプ	人件費	燃料代・交通費
メインメニュー	地域環境保全タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ○チェーンソーや刈払機の燃料代 ○車両や林業機械の燃料代（車両には、参加者の自宅から現場への移動のためのガソリン代も含まれます） ○作業者の自宅から対象森林までの電車・バス代等（同一都道府県内） ※この分を人件費に含めても構いません ○招聘した講師のバス・電車代等（自家用車の場合は燃料代） ○伐採した雑草木を廃棄物として処理する際の搬出の際の燃料代（同一都道府県内）
	森林資源利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ○チェーンソーや刈払機の燃料代 ○車両や林業機械の燃料代（車両には、参加者の自宅から現場への移動のためのガソリン代も含まれます） ○作業者の自宅から対象森林までの電車・バス代（同一都道府県内） ※この分を人件費に含めても構いません ○招聘した講師の交通費（自家用車の場合は燃料代） ○資源の森林外への移送にかかるバス・電車代、車両の燃料代（同一都道府県内）
サイドメニュー	森林機能強化タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ○路網等を整備するための車両の燃料代 ○路網等の草刈りのための燃料代
	関係人口創出・維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ○地域外関係者を受け入れる作業現地の環境整備のための燃料代。

(C-7-e-3、D-3-1、E-2-1、E-3-1)

Q020 「施設整備」で、「あずまや」や「炭焼き小屋」の整備や、「薪ストーブ」や「薪ボイラー」を設置する場合の注意事項は何ですか？

- 炭焼き小屋やあずまやの整備については、活動組織が資材を購入して設置する場合、資材費は交付金の対象としますが、設置作業に対する日当は交付金の対象外です。既製品を購入する場合は設置費も含めた額を資機材の対象にできます。
- なお、ここで言う「あずまや」は、壁の有無は問いませんが、休憩用の簡易的な建物を想定しています。トイレの設置、電気の引き込み、水道工事等の付随的な工事は認められません。(C-7-b-4)
- 移動式の簡易なトイレの購入は資材費の対象にできますが、尿尿の処理にかかる支出は対象外です。
- 本事業で購入する薪ストーブ・ボイラーは、個人宅ではなく、不特定多数が利用する施設であれば、民間施設であっても設置できます（公共施設でなくても構いません）。ただし、対象森林からの材を50%以上利用することが必要です。(E-2-4)
- 申請書類を提出する際に、できるだけ設置場所や構造図等を添付するようにしてください。

Q021 上記のほかに、交付金の使途について注意すべきことがありますか？

- 民間企業や森林組合等がこの事業のために雇用した作業員の人件費は対象になりますが、作業員に対する社会保険料も対象となります。また、安全に活動を行うための傷害保険やイベント保険・ボランティア保険も対象となります。また、傷害保険等は、年間契約タイプでも、その度に契約するタイプ等でも構いませんが、保障内容等を考慮して安い方を利用することが一般的です。(C-7-e-4)
- 賃貸料は、保全活動に必要な車両や機材の賃貸料を対象としています。活動森林の土地の借上料は認められません。活動に対する支援とはみなせないためです。
- 木を伐った後に、活動組織自らが現場から持ち出す際の燃油代、人件費は交付金の対象とすることができますが、基本的には同一の都道府県内の輸送に限ります。（都道府県外への輸送であっても、隣接する市町村等で、地域協議会が認める場合はこの限りではありません）。(D-3-1、E-3-1)
- 活動組織の構成員が安全管理のために受ける研修の受講料は対象となります。また、免許取得費用などの資格取得のための研修でも講習費用は対象となります（資格取得のための受験料は自己負担です）。(C-7-e-6、-7)
- 活動組織の構成員に対する安全講習会等で招いた講師に対する謝金は、人件費に含まれるので対象となります。(C-7-e-2)

Q022 高額な資機材の購入費や委託作業費の支払いに係る振込や代引手数料は支払いの対象になりますか？

- 振込や代引手数料は、対象となりませんので、ご注意ください。(C-7-f-2)